2014.1

「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版　第 22 章

個人情報保護監査研究会

第22章　代表者による見直し

22.1　代表者による見直し

代表者主催の会議ですが、個人情報保護管理者がＰＭＳの関係者を招集して開催します。

22.2　代表者による見直し時期

見直し実施時期は、内部監査終了後、１ヶ月以内をめどにするとよいでしょう。

22.3　見直し実施記録

１．個人情報保護管理者は、インプットする報告文書を準備して会議に臨み、代表者に説明します。

２．代表者は、報告に応じ必要な指示を行います。

3.個人情報保護管理者は、会議終了後見直し実施記録を纏め、代表者が確認印を押します。

※報告内容が多いときは、適宜、行を広げて記述もしくは、資料を添付します。

代表者によるＰＭＳ見直し議事録

実施日	201★年　月　日　：　～　：
場所	本社会議室
出席者	代表取締役：　個人情報保護管理者： 個人情報保護監査責任者：　情報システム管理者：
インプット	詳細資料があれば、添付してください。

a）監査及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況に関する報告

① 運用点検報告：☑3710 安全管理・運用点検表
② 教育研修報告：☑201★年度　教育研修計画書兼報告書
③ 監査報告：☑201★年度　監査計画書兼報告書
☑JIS 適合性監査実施日　：201★年　月　日
☑運用監査実施日　本社　：201★年　月　日
営業所：201★年　月　日

b）苦情を含む外部からの意見・・・・・・・・・・・・・・☑件数：０件

□添付資料：

c）前回までの見直しの結果に対するフォローアップ・・・（☑初回のため）、０件

□添付資料：

d）個人情報の取扱いに関する法令、国の定める指針その他の規範の改正状況

□改正された法令：
☑添付資料：「3320 法令・指針・規範集」

e）社会情勢の変化、国民意識の変化、技術の進歩などの諸環境の変化

☑当社は、特に社会情勢や経済状況の変化に影響されていない。
□諸環境の変化について考慮が必要と認められる。　添付資料：

f）事業者の事業領域の変化

□事業領域の変化はとくに無い。
☑大手企業からの受注が増加しており、プライバシーマーク取得が緊急に求められている。

g）内外から寄せられた改善のための提案

☑　社内：なし
☑　社外：コンサルタントから、ＰＭＳの構築について全般にわたるアドバイスあり。

22.4　次年度の計画の承認

個人情報保護管理者は、あらかじめ次年度の「3303ＰＭＳ年間計画書（兼点検表）」の案を策定し、見直し会議の最後の議事として提示し、承認を得ます。これにより、余裕を持って次年度のスタートが切れることになります。

■

次回は、「第 23 章　例外処理」をご紹介します。＞目次へ

個人情報保護監査研究会　http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html　以上